

平成25年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成25年6月28日（金曜日）

○議事日程

平成25年6月28日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 市長行政報告
 - 4 議案第59号 防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について
（環境経済委員会委員長報告）
 - 5 議案第63号 平成25年度防府市一般会計補正予算（第4号）
（予算委員会委員長報告）
 - 6 報告第20号 契約の報告について
 - 7 議案第64号 財産の取得について
 - 8 議案第65号 防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 - 9 議案第66号 平成25年度防府市一般会計補正予算（第5号）
 - 10 決議第 1号 防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省を求める決議（追加）
 - 11 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	高 砂 朋 子 君	2番	久 保 潤 爾 君
3番	山 田 耕 治 君	4番	吉 村 弘 之 君
5番	橋 本 龍 太 郎 君	6番	木 村 一 彦 君
7番	山 本 久 江 君	8番	安 村 政 治 君
9番	上 田 和 夫 君	10番	田 中 敏 靖 君
11番	和 田 敏 明 君	12番	藤 村 こ ず え 君

13番	清水浩司君	14番	重川恭年君
15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	吉川祐司君
総務課長	林慎一君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	福谷真人君	健康福祉部長	清水敏男君
産業振興部長	山本一之君	土木都市建設部長	金子俊文君
入札検査室長	福田一夫君	会計管理者	木村雅幸君
教育部長	原田知昭君	農業委員会事務局長	堀浩二君
選挙管理委員会事務局長	福田直之君	監査委員事務局長	藤本豊君
消防長	牛丸正美君	上下水道局次長	大田隆康君

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、河杉議員、19番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配布しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 行政報告を行います。

介護保険料の算定誤りについて御報告申し上げます。本件は、平成18年度から平成24年度までの7年間にわたり、介護保険料の算定に誤りがあったことが判明したものでございます。

このことは、平成18年度の介護保険制度改正の際に、保険料の算定の根拠として用いられる合計所得金額の取り扱いに変更があったにもかかわらず、その変更を保険料の算定をするための介護保険システムに反映させていなかったことによりまして、平成18年度から平成24年度までの間に、賦課すべき保険料の算定を誤り、実際に賦課した保険料が本来納めていただくべき保険料に比べて過少となったものでございます。

これは本年4月に導入いたしました、新しい介護保険システムの稼働に伴い判明したものでございまして、平成25年度の保険料につきましては、正しく算定したものとなっております。

この算定誤りにより発生しておりました、本来の保険料と実際に賦課した保険料との差額のうち、時効が到来していない平成24年度分の105名、金額にして113万7,300円につきましては、対象の被保険者の皆様に対しまして、戸別訪問により、算定誤りについてお詫びするとともに、正しい保険料との差額分の納付をお願いしているところでございます。

なお、このことにつきましては、市のホームページにも掲載するとともに、7月15日号の市広報にもお詫びとお知らせの記事を掲載することとしております。

このような事態となり、市民の皆様をはじめ関係各位に多大な御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後はチェック体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたら、お願いをいたします。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ただいまの行政報告の中で、介護保険システムに正しく反映

されていなかったということになりますと、これ、電算のそういったシステムのことだろうと思うんですが、電算のシステムが正しくつくられなかったということになりますと、この時効になってしまった平成18年から23年間の6年間分の介護保険料、介護保険財政に穴が空いているということになるわけですが、これは電算システムを構築した業者さんに損害賠償請求ということはできるのか、この辺の検討はされたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま御指摘のございました、業者さんに対しての請求はできないかということでございます。

これは、このシステムの誤りが見つかったときに既に検討しておりまして、あくまでもこちらが委託した部分の中で指示を出していなかったのも、そういった誤りにお互いに気づけなかったと。業者のほうもそういうシステムが変更された、システムといいますか18年度から制度が改正されたということはわかっていたのかもしれませんが、私どもが指示を出してプログラムの変更をお願いする立場でございましたものですから、業者に対しての請求というのは難しいのではなかろうかというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） こういった業者さんは、多分、防府市だけではなくて、他の自治体の介護保険料のシステムをいじくることが多分あるんだろうと思います、何社かというふうに限られたこういう大きなパソコンシステムをいじくれるという形になってきますと。そうするとよその市ではそういうものが、誤りがなかったということは、よその市ではそういうのは業者さんのほうには伝わっておったけれども、業者さんのその横の連絡ということが、もし例えばあったとすれば、よその市で多分介護保険システムのそういった受注をされておれば、そして、もしそういうものがあったとすれば、これは業者さんのほうからの意見というのか、気づきという形で、ミスがなかったということも考えられるのではないかと思いますので、今後はその辺のことについてもぜひきちっと対応していただくように、市の職員がもちろんきちっとすることもあります、そういった点についてもきちっと対応していただくように要望しておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、市長行政報告を終わります。

議案第59号防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について
（環境経済委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第59号を議題といたします。本案については環境経済委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。今津環境経済委員長。

〔環境経済委員長 今津 誠一君 登壇〕

○20番（今津 誠一君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第59号防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正につきまして、去る6月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「サイクリングターミナルの使用料の改定に伴い、減免の取り扱いはどうなるのか」との質疑に対し、「減免については、規則で定めており、市内の小・中・高等学校等の教育活動、社会教育団体、福祉団体等の利用の場合には20%の減免をしております。このたび、規則の改正は行いませんので、条例改正後も現在と同様の取り扱いとなります」との答弁がありました。

また、「サイクリングターミナルを観光拠点として、他の観光施設と結びつけていく考えがあるのか」との質疑に対し、「利用状況を見ますと、今後も社会教育団体の皆様や児童・生徒の皆様による社会教育的な利用が見込まれますが、観光客の方にぜひとも使っていただきたいという思いがありますので、周遊についても民間のノウハウを生かせるよう、指定管理者と協議してまいります」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

議案第63号平成25年度防府市一般会計補正予算（第4号）

(予算委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第63号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。
安藤予算委員長。

[予算委員長 安藤 二郎君 登壇]

○15番(安藤 二郎君) さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第63号平成25年度防府市一般会計補正予算(第4号)に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月19日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、6月20日の各分科会において慎重に審査をいたしました。

さらに、6月25日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、議員間討議、討論、採決を行ったところでございます。

それでは、まず、集中審査における主な質疑につきまして御報告申し上げます。

「山頭火ふるさと館整備事業に係る用地等鑑定手数料」について、「山頭火ふるさと館基本計画の建物の内容等については、今後、議会との協議の中で修正されることはあるのか」との質疑に対し、「ことしの3月にお示ししている山頭火ふるさと館基本計画書をベースとしますが、建物については今からの基本設計、実施設計の中で考慮したいと考えております」との答弁がありました。これに対し、「今、示されている基本計画書では、延床面積は500平方メートル程度だが、これについては変わることはないのか。県内の類似施設については900平方メートルから700平方メートル弱あるが、山頭火ふるさと館について700平方メートルを超えることはあるのか」との質疑があり、「若干の修正は考えますが、700平方メートルを超えるかどうかについて、今の時点ではお答えできません。必要なものについて、再検討することは考えております」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、田中健次委員から「山頭火ふるさと館整備事業に係る用地等鑑定手数料」について、「鑑定評価する用地は、これまで3度、土地取得費等として提案され、議会として認めなかった箇所であり、全国随一の山頭火の顕彰・交流施設、自由律俳句の一大拠点にふさわしい施設とするためには、長細く、面積も小さく、十分な展示スペースや駐車場が確保できない。

また、本市ゆかりの他の文化人を合わせて顕彰するにも不十分である。市執行部が、整備予定地、基本計画等に関して、市議会と胸襟を開いて協議することを引き続き求める」との理由で、126万7,000円を総務管理費から減額し、同額を予備費で調整する修

正案が提出されました。

提出者から説明を受けた後、修正案と修正部分を除く原案について、一括して討論を求めましたところ、「山頭火ふるさと館整備事業に係る用地等鑑定手数料」の修正案については、「全国随一の山頭火ふるさと館は、大きさや豪華さではなく、建設後のソフト的なしかけが重要である。議会も「遅滞ない建設を望んでいる」との決議をしており、一歩進んだ結論を出すことが必要である」との反対意見がありました。

一方で、「議会が、これまで3度、認めていない土地について、鑑定手数料が上がってきている。全国随一の山頭火の施設にするために、執行部におかれては、議会と胸襟を開いて協議していただきたい」との賛成意見がありました。

討論を終結して、田中健次委員提出の修正案について、挙手による採決の結果、賛成少数で不承認となりましたので、原案についてお諮りしたところ、賛成多数で、原案のとおり承認されました。

最後になりますが、個別審査事項以外で、教育厚生分科会・環境経済分科会各主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等、御報告申し上げます。

まず、総務分科会では、「メガソーラー会社に土地を貸し付け、土地貸付収入として900万円増額補正されている。この契約はどのような形態なのか。また、契約期間は何年になるのか」との質疑に対して、「この土地は、普通財産であり、防府市財務規則に基づいて土地賃貸借契約を締結しております。契約期間は20年間で、契約の満了日は平成45年4月25日となります」との答弁がございました。

また、「前年度繰越金として、10億円増額補正されている。これは、前年度の実質収支が10億円になるということだが、その主な理由を聞きたい」との質疑に対して、「予算額と比較しまして、歳入では市税が4億5,000万円程度、地方交付税が3億円程度増えており、また、歳出では、昨年と同様に民生費、衛生費等において不用額が生じたことが主な要因でございます」との答弁がございました。

教育厚生分科会では、「文化財保存事業補助金について、阿弥陀時仁王門の修理に際し、後世に改変された天井から屋根の部分を江戸時代当時の様態に復元すれば、文化財としての価値が上がり、将来は県指定等ということも考えられるのではないか」との質疑に対し、「今後、国指定の指定範囲が広がることも考えられ、詳しい調査、適切な修理を行うことにより、将来的には仁王門が国指定となる可能性もあるという意見を文化庁からいただいております」との答弁がございました。

環境経済分科会では、「現在、周南方面から防府市街地に向かう車は旧国道2号を利用しているが、市道新橋牟礼線を環状1号線とつなぐことにより、多くの車がこの路線を利

用することが予測される。天満宮周辺に交通量が集中するのではないか」との質疑に対し、「国道2号と環状1号線の交通処理につきましては、現在、市では、国や県と協議を行っております。また、天満宮周辺につきましては、宮市・国衙地区の整備をしており、天満宮エリアに、できるだけ通過車両が入ってこないような対策を検討しているところです」との答弁がありました。

また、「防府地域職業訓練センターが、市の直営から指定管理者制度へ移行することのメリットをどのように考えているか」との質疑に対し、「民間のノウハウを生かした企画提案、営業活動を通して、市民サービスの向上を図れるものと考えております」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。本案につきましては、23番、田中健次議員ほか2名の議員から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） お手元に配布されております、議案第63号の平成25年度防府市一般会計補正予算に対する修正案を提出をいたしたいと思っております。

提案理由といたしましては、鑑定評価する用地はこれまで3度、土地取得費等として提案をされ、議会が認めなかった箇所であり、全国随一の山頭火の顕彰・交流施設、自由律俳句の一大拠点にふさわしい施設とするためには、長細く、面積も小さく、十分な展示スペースや駐車場が確保できないということがあります。

また、本市ゆかりの他の文化人を合わせて顕彰するにも不十分であろうと思っております。市の執行部が整備予定地、基本計画等に関して、市議会と胸襟を開いて協議することを引き続き求める、こういった意味もあり、本修正案を提出するものであります。

修正内容といたしましては、別紙資料にありますとおり、2款総務費1項総務管理費から関係の経費126万7,000円を減額し、予備費で調整するものであります。

よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 議案第63号平成25年度防府市一般会計補正予算（第4号）中、先ほど田中議員より提出されました修正案に賛成、そして残りの原案について

賛成の立場で討論をいたします。

議会が何度も認めていない土地に、鑑定手数料をまた計上されるということは、まさに議会無視であり、言語道断であります。我々は、全国随一の山頭火の施設を建設するために、しっかりした議論をして、しっかりした計画をつくっていただいて、これを執行していただくことを強く望んでおります。

このたび、「山頭火の小径」に車を通すと、「大径」になるということで、地元でも大変問題があります。市長は、反対のための反対と言いますが、次々と時間が経過するたびに、どんどん問題が浮上しているのに、どうして認めることができるのでしょうか。私から言えば、賛成のための賛成も私は問題と言わざるを得ません。議会はきちっとチェックをして、市民の幸せのために頑張っていくのが市議会でございます。

最後に申し上げますが、鑑定手数料はあくまで土地の購入とは別物であり、計画と土地を認めるものではないと強く主張いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 議案第63号平成25年度防府市一般会計補正予算（第4号）の修正案に反対、原案賛成の立場で討論いたします。

長い間、議会と執行部の間で場所、土地の形状についての議論がありましたが、天満宮、「うめてらす」に近接する位置であり、ここからの集客が期待できる。また、兄部家に近接する位置で、考えられる土地の中では最適な場所だという執行部の説明を了とするものであります。

しかしながら私は、3月議会では、鑑定料ではないものの、土地取得費用については、反対をしております。それは、ふるさと館の基本計画案が議会に何の説明もなく、突然に、大幅に変更され、基本計画としていきなり提示されるという手法に疑議を持ったからであります。

今後、そのようなことがないよう、今回、この予算案が原案のとおり可決されましたら、しっかりと地域住民の方々の御意見を聞き、議会とも密に協議をしながら計画を進めてもらいたいということを執行部に要望しまして、修正案反対の討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 議案第63号平成25年度防府市一般会計補正予算（第4号）の修正案に反対、それ以外の原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨年12月、新人議員として（仮称）「山頭火ふるさと館」建設に関して、執行部案に賛成討論をして、今回で3回目の賛成討論になります。さまざまな議論がありましたが、観光地としての集客力、町家づくりを生かした門前町境界の賑わいの創出、そして全国に

広がる山頭火ファンが訪れたときに、一番山頭火の息づかいやふるさとの空気を感じられる場所として、あの場所しかない、今日まで粘り強く貫いてこられた執行部の姿勢を評価いたします。今回も賛成です。

議会は、一刻も早い建設を望んでいると言いながら、館の形状、位置、駐車場の問題等の理由で2度の否決となっています。私は、議員となってまだ半年ですが、進まない議会、決められない防府市では市民の皆様申し訳ないと思えます。議員の皆様の中には、山頭火ふるさと会に所属し、山頭火を愛していらっしゃる方もいらっしゃいます。議会も、遅滞ない建設を望んでいると決議を出したのであれば、ここで市民の皆様へ一歩進んだ結論を出す必要があると思います。

以上の理由で修正案に反対、修正部分を除く原案に賛成です。

○議長（行重 延昭君） 4番、吉村議員。

○4番（吉村 弘之君） すみません、賛否を決しかねるところがありますので、私は棄権として、ここで退席させていただきます。

〔4番 吉村 弘之君 退席〕

○議長（行重 延昭君） はい、どうぞ。

討論を終結して、お諮りいたします。田中健次議員提出の修正案について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、田中健次議員提出の修正案は否決をされました。

ただいま、修正案が否決となりましたので、原案について採決をいたします。議案第63号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第63号は原案のとおり可決をされました。

報告第20号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第20号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第20号契約の報告について、御説明を申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市公共下水道事業見直し業務委託に関する協定につきまして、御報告を申し上げるものでございます。

報告いたします協定は、下水道事業を大道地区へ拡大することに伴い下水道法に基づく事業計画を変更するため及び下水道事業区域内の既存の雨水排水施設の活用をより一層図るために雨水排水計画を見直すため、これらに係る業務について、日本下水道事業団法に基づく国の認可法人であります日本下水道事業団と業務委託の協定を締結したものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今の御説明の中で、大道地区に関するものを見直すということでありましたけれども、ちょっと私、聞き漏らしたかもしれませんが、大道地区のものについて、どういった方向で見直していくのか。これは以前からさまざまな議論があるところですが、見直しの方向性というものがどういうふうになっているのか、この点だけお答え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） お答えをいたします。

今、報告を申し上げました中で、見直しという言葉はちょっと申し訳ないですが、私、使っておりません。「大道地区へ拡大することに伴い」という表現をさせていただきました。要するに、大道地区を下水道認可区域に編入するという作業のために、今回、業務委託をお願いするということでもありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第20号を終わります。

議案第64号財産の取得について

○議長（行重 延昭君） 議案第64号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第64号財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、防府市ごみ処理基本計画に基づき、新施設開設に合わせて平成26年度から開始するプラスチック製容器包装及び危険ごみの収集に利用するため、2トン回転板式塵芥車6台及び2トン垂直式ゲート付貨物車1台を購入しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、共栄車輛株

式会社ほか5者により、指名競争入札を行いました結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社中国ふそう防府サービスセンターが落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第65号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第65号防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、国からの要請に基づき、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、本市職員の給与の減額支給措置を実施するため条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、本年7月から来年3月までの9カ月間、職員の給与月額につきましては、4%から8.2%、管理職手当につきましては10%、その他給料月額に連動する手当につきましては給料の減額率に応じた額を減額するとともに、市長及び副市長の給料月額につきましては、現在、減額措置を行っておりますので、その減額後の額から、さらに減額前の給料月額の10%相当額を減額することとしまして、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び教育長につきましては、給料月額の10%相当額を減額して支給しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 今回の条例制定に伴う給与減額が、全体として幾らになるのか。また、そのうち第1条第1項関係はどのぐらいになるのか、試算しておられましたらお答えをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 総額は、1億9,600万円程度というふうに計算をしております。

それから、第1条第1項関係でございますが、ほぼそのまま第1条第1項というので、管理職手当だけが、これ、2項に該当しますので、管理職手当が……、ちょっとすみません。ちょっと資料を捜しますので……。管理職手当は、ちょっと資料を捜しますので、後、お答えさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ことし6月5日に、全国市長会が国による地方公務員給与削減要請に対する決議を上げております。少し読まさせていただきますと、そこではこのように述べております。

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨に悖るものであり、誠に遺憾である。

加えて、国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、到底容認できるものではない。

というふうに、全国市長会では決議が上げられております。

全国市長会中国支部支部長の要職をこのたび松浦市長さんは受けられたわけですがけれども、本来、こうした立場に立った対応が求められるのではないかというふうに考えますけれども、そのあたり、市長さん、どのようにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 中国市長会54市の市長会が、5月の7日に広島市で開催されました。

ほぼ同様の決議を、中国市長会としても総意により決議をした次第でございます。ほぼ同様と申しますのは、全国市長会におきましても、その文言は入っているかと思うのでご

ございますが、今後についてはしっかり気をつけてくださいよと、こういう強い要請も入れているところでございます。

もとより御指摘の点は、よく理解をいたしているところでございますが、未曾有の国難に対して、国家公務員の方々が可能な限りの御支援をしていこうという姿勢を示された状況、また、それを受けて各都道府県においても同様の動きが見られる。山口県御当局においても、そのような形で対応していかれると、こういう状況下の中で、国民感情、あるいは市民感情というものも、私どもは胸の中におさめながら対応をしていかねばならない、苦しい立場ではなかろうかと思っております。

従いまして、当職員組合に対しましても、丁寧に、わかりやすく、早いうちから、本市は説明をさせていく、そういう方針を、私は指令を出しておりますし、時間をかけて、あらゆる角度から話も聞き、また聞き入れられる部分は聞き入れていくという真摯な対応の中で、丁寧に説明をしてまいりまして、良識ある職員の了解も得た上での議案提出と相なっておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 全国の自治体の対応は、非常に分かれております。

先ほど質問をいたしましたように、どのぐらいの影響額があるのか、1億9,600万円、約2億円ですね。この今回の削減額を見ましても、これが現在の厳しい地域経済にさらにマイナス影響を与えるのではないかと、大変危惧しておりますけれども、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 職員は、その働いた給料によって家族を養い、また生計を立てているわけでございますが、大きな影響が及ぶであろうと危惧をいたしておりますが、今、大変な苦しみの中に国民全体があり、国家の存亡もかかっている状況の中で、そのしばらくの間、思いを共有しながら、生活をしていくということもあわせ、大切なことではなかろうかと、このようにも感じているところでございます。影響が全くないというようには決して思っておりません。影響があればこそ、その思いがさまざまな面に通じていくのではないかと、そのように感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 議案とともに、私たち議員のところには、議会基本条例第11条に基づく重要な政策等の説明資料というものをいただいております。これの2つ目が、他の自治体の類似政策等との比較検討という形のもので示されておりますが、防府市が県を除いて、県下トップでこれを決めて議案として出したということでもありますので、

他の自治体の状況、他の市、町の——山口県内の市、町の状況というものが、通常であればこういう形で示されるんですけども、今回、防府市が県内で先陣を切ってというのか、第1にしたので、当然、この議案発送の時点では、これは書けないということで書いてないわけではありますが、今現在、もう6月の——あしたは土日になりますので、きょうが言ってみれば役所が開いとる最後の日になるわけですが、きょうの時点で、県内の他の自治体の状況についてお示しいただければ御回答願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） その前に、先ほどの山本議員の御質問ですが、議案、第1条第1項に該当する1億9,600万円と申し上げました。これは管理職手当を含まない数字でございました。管理職手当が、それに加えて第2号で出てまいります、約330万円ということになります。合わせて約2億円ということになります。

それから、県内他市の状況でございますが、実施を決定もしくは妥結をしたというのが、下関市、それから長門市、それから山陽小野田市、それから本市、山口市、それから光市。実施をしないと決定したのが、萩市、美祢市、岩国市、それから柳井市だったと思います。あと、まだ未定というのが宇部市と周南市というふうに聞いております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 1つ、ちょっと確認でお聞きをしたいんですが、国の地方財政計画などをみると、これで、交付税でこの人件費の分に相当する分を削るという形になっておりますが、削った分がどうなるのかというと、ほぼ同額のものが別の形で交付税で措置されるということになっておるやに聞いておりますが、この点はいかがなんでしょうか。ちょっと財政的な面についてお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） ただいま地方交付税の削減分について、ほぼ同額が交付されるのではないかという御質問だと思います。

このたび、全体、防府の分ということじゃなくて、全体で、この地方公務員の給与削減額というのが約8,500億円です。これが減額額です。これに対して、全国の防災・減災事業、それからもう一つは地域の元気づくり事業、これに対しまして、それぞれ4,500億円、あるいは3,000億円の交付税を配分しようというのが国の計画でございます。

このうち、地域の元気づくり事業3,000億円、これにつきましては、各市町村のこれまでの行政改革に対する評価としまして、人口を基本としまして基礎額を算定しまして、

それぞれ交付税の中に反映されてきます。

もう一つ、全国の防災・減災事業、これにつきましては、直接交付税措置ではなくて、そういった事業をやる場合の地方債、この起債に対する財源措置がございます。これは、ちょっと今、どのぐらい全国でやられるか、あるいは防府の事業に対してどのぐらいくるかということは、ちょっとまだ金額はわかっておりません。

それともう一つは、交付税の交付の決定は、9月に初めて正式な国の交付決定がございます。もちろん、4月と6月には、それぞれ昨年を基礎にして交付税もらっておりますけれど、正式な交付決定はこの9月になります。そこで、ある程度明らかになります。

ですから、もう一度繰り返しますが、給与の減額分が全国で8,500億円に対しまして、地域の元気づくり事業3,000億円ぐらいが、今度、配分されるのが決定されます。残りにつきましては、地方債として今後の財政運営にそれぞれ充当されるというのが、国の一応、設計でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そうなりますと、東日本大震災云々という形で市の職員さんの給料を減額するわけですが、その減額したお金が、東日本大震災のそういったものに使われるということではなくて、それはまた地域で使ってくださいというふうになっておるということでもわかりましたので、私の質疑はこれで終わります。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） ただいまの議案第65号につきまして、反対の立場から討論をしたいと思っております。

これにつきましては、会派内で意見が分かれました。結局、私一人が、あえて反対の意見を表明することになりました。もちろん、反対の意見を表明するに当たりましては、会派の皆さんの了解を得ておるところであります。ただ、皆さんの内心では、私の意見に共感している議員も数名おられるのではないかと認識をしておるところであります。

さて、数点にわたって反対の論点を述べたいと思っております。その前に、以下の論点と深く関わることなので、まず、「合成の誤謬」という言葉につきまして、ちょっとお話をさせていただきます。と思っております。

これは経済用語でありまして、合成というのは合わせる、成ると書きますね。誤謬は誤りです。ミクロの世界では正しいことであっても、それが合成されたマクロの世界では、必ずしも意図しない結果が生ずることを指すと。つまり、当てが外れて誤った結果が生じると、こういうことを意味する言葉であります。

例えて言いますと、一家庭が、家庭というのはファミリーですね。家庭が、貯蓄をする、節約をする。このことは正しいことであります。ただ、それが合成されて、全ての家庭が貯蓄、節約をするということになれば、これは物が売れなくなり、生産が縮小し、景気が低迷し、そして賃金が下がり、そしてデフレ不況に陥ると、こういうことになるのであります。

さらに、事例を申しますと、1920年代の世界恐慌におきまして、アメリカはそれまでどおりの均衡財政を維持しようとしていました。しかし、みずからの歳出削減によって経済は縮小し、歳入は減少し、そのことに長年苦しんだわけであります。

また、1990年代の日本におきましては、橋本内閣のときに財政改革を行いました。財政再建や消費増税をしたわけでありましたが、その結果、景気が著しく悪化し、かえって財政行動が悪くなった。このような経験をしたところでありまして、そのことをまず申し上げまして、私の反対の論点を、以下、述べさせていただきたいと思っております。

まず1点は、これはアベノミクスに反しておるということです。アベノミクスは、景気をよくして賃金を上げて、消費を拡大してデフレギャップを解消しようとして、こういうものであります。しかし、今やろうとしておることは、賃金を引き下げて消費を縮小させるもので、これはデフレを助長するものであります。安倍総理は、既に経済団体等に対して賃金の引き上げを要請し、一部の企業は、これに呼応して既に引き上げを決定しておるところであります。世の中の時計の針は、賃金を引き上げる方向に向かっているというふうに認識しております。

それから2点目ですが、国家公務員の給料削減は、これは成長のための政策も戦略も何もない、縮小均衡を是とする民主党政権下で決めたことでもあります。したがって、今日、これに従う必要は全くない。というより、従ってはならないと思っております。

私は、逆に、消費マインドを上げるためには、国家公務員の給料を早く元に戻すべきだと考えております。今、日本の国家公務員の数64万人、地方公務員の数277万人、合わせて341万人です。これらの公務員の給料を削減することは、まさに「合成の誤謬」に陥ることであると、このように考えます。

それから3点目ですが、防府市は、既に行財政改革を通じて、職員定数の削減や給与の削減を行ってきました。その結果として、現在、財政の健全性を維持しているところであ

ります。これ以上の削減は、やはり「合成の誤謬」に陥り、百害あって一利なしと結論されれると思います。

今回の総務省の要請は、災害復旧費や地域の防災・減災費の原資を得るためとしております。そして、個々の自治体が削減をするかしないかのいかんにかかわらず、地方交付税の削減は決定しておるところであります。防府市は、2億2,000万円の地方交付税が削減されると聞いております。つまり、防災・減災等の原資は、既に確保されているということで、したがって、防府市が必ずしも削減をしなければならないという理由は消滅しているのではないかと。逆に言えば、国は各自治体の自由な裁量の余地を、暗に認めているのではなかろうかとさえ思うのであります。

4点目ですが、防府市経済に与える影響は甚大だということです。防府市役所は、従業員が889人を抱える、民間のマツダに次ぐ防府市の大企業です。これが、全体額で約2億円の給与削減をすれば、市内の消費は大きく落ち込み、それでなくても冷え込んでいる街角景気が、さらに冷え込むことは必然です。街角の景気をさらに冷やさないためにも、削減は回避すべきだと考えます。

それから5点目ですが、全国の市長会はこれに反対をしているというふう聞いております。県内でも既に、萩市、美祢市、岩国市は反対を表明し、削減はしないということになっておると聞いております。それから、先ほど市長は、国の要請に応えるためだと、こういうことを強く、語調を強めて申されましたけれども、平成の大合併の際、防府市は国の要請に反し、単独市政を貫きました。そしてそのことは、市民の大半も賛成し、喜んだところでありました。国の要請に何でも応えることは市民を不幸にする場合がある、このように思います。

そこで最後ですが、提案を申し上げたいと思います。この約2億円の削減額で、私は職員の皆さんにもお願いをして、市内統一商品券というものを購入して、そして街角景気の浮揚を図る。このことに協力をしていただくほうが、防府市にとって、大変有益なのではなかろうか、このように思うところであります。

以上、私の反対の意見を申し上げさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 同じく、議案第65号防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、反対の立場を表明いたします。

今回の給与削減は、政府が国家公務員の平均7.8%に及ぶ給与削減に準じ、地方公務員にも給与削減を要請。地方固有の財源である地方交付税を、一方的に減額するという中で提案をされましたもので、極めて大きな問題だと言わざるを得ません。

先ほど御紹介いたしました全国市長会の決議とは別に、全国知事会等地方六団体が、1月に平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明を発表いたします。その中で、今回の地方公務員給与の取り扱いにつきましても、本質的な問題が内在しており、極めて遺憾であるとして、次のように述べております。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

このようにうたっております。まさに、今回の動きは、地方自治にかかわる重大な問題であると指摘しなければなりません。

さらに、地方公務員の給与は、地方公務員法によりまして、個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものでありまして、地方公務員法第24条の規定では、地方公務員の給与が国に準じなければならない根拠はございません。今回の地方公務員給与削減問題では、御答弁にもありましたけれども、県内でも削減しない方針とする自治体が、現在のところ、新聞報道では市段階では4自治体、町段階で2自治体ありますので、6自治体ございます。その理由について、既に行財政改革で職員数を削減したり、給与減額を実施しているからと、こういう理由を上げている自治体もございます。

この点では、防府市でも例外ではございません。職員数は、平成13年度以降、今年度まで、210名の職員が削減をされました。その結果、人口1万人当たりの職員数は、一般行政職員で、県内13市で一番少ない状況でございます。一方、この間、住民ニーズの多様化、さらに一括法による権限移譲は146条項にも及ぶなど、職員の業務量は極めて増加しているのが現状でございます。しかし、市職員の給料の状況を見ますと、平成15年度以降、19年度は除きますが、減額と据え置き、これが続いております。こうした中での平均6.32%のカットは、まさに職員にとって極めて厳しい状況になるものと言わざるを得ません。

さらにこの問題が、市職員だけではなくて、先ほど今津議員も述べられましたように、地域経済に影響をもたらす、景気回復に逆行するものだということです。今日、デフレ脱却のために、所得を増やすことが求められているはずでございます。防府市内の今日の厳しい経済状況のもとで、約800人の市職員の大幅給与削減は、民間労働者へ影響をもたらす、地域の商店あるいは飲食店、事業所等々、経済活動に少なからぬマイナス効果となることが予想されます。

以上の理由から、今回の条例制定につきましては、反対の立場を表明させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 和の会の和田です。議案第65号防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論申し上げます。

まず、先ほど今津議員も言われたように、会派でもちょっと割れるほど、職員の皆さんの生活のことを思うと心苦しく、最後の最後まで決めかねておりました。

しかし、東日本大震災の復興財源確保との国の施策に従い、来年3月までの期限付きとはいえ、県下市町の先陣を切って職員給与の引き下げをし、また、市長をはじめ特別職の方々におかれましては、これまでも給与を削減してこられた上に、さらなる削減をされることについては、たとえ職員は市民の公僕といえども皆様方の生活設計に影響があることを思えば、大変苦しい御決断だったことでしょう。

しかしながら、国は地方交付税も削減する方針であり、今後の市民サービスの低下が危惧されます。また、忘れてはならない2009年7月21日の防府市での豪雨土砂災害では、全国の皆様より、多大なる希望の光をちょうだいいたしました。それら、全てのことを考えてのことでしょう。このような状況下、職員みずからの給与を削減され、財源を確保される今回の英断に対し、深く敬意を表したいと思います。

職員の皆様方には大変申しわけなくと思いますが、一刻も早く被災地に復興していただきたい気持ちと、決して市民サービスを低下させてはならないとの気持ちは、市長をはじめ職員の方々と同じですので、この条例案に賛成いたします。

その一方で、我々議員の報酬については、何も手をつけずにいることはいかかなものかと思いますが、苦言を呈しておきます。

以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 私も、この議案には反対いたします。私の反対討論で言おうと思っておったかなりの部分は、今津議員あるいは山本議員から言われましたので、ポイントだけ言わせていただきます。

私は、これまで労使合意が得られたものについては、職員の給与の削減についても、これは賛成をしておりました。しかしながら、今回は反対をしたいと思います。それはなぜかという、これは本当に市の中での労使合意の話ではなくて、地方自治の根幹を揺るがす問題だろうというふうに考えております。国が、自主財源であります地方交付税を使って、それで職員の、自治体の職員の給与を下げると。自主財源でありますから、何に使っ

てもいいというのが自主財源、地方交付税であります。そのことが、まず大変問題であろうと。

それから、地方公務員の給与については、これは公正中立な立場でそれぞれの自治体で決めるという問題でありますので、それについても問題があると。

それから3つ目は、これは今津議員も山本議員も言われましたが、地域経済の問題、これへの影響ということを考えれば、やはりこれは職員の方々がそれで合意をしておっても、議会とすれば、これは合意できない、同意できないと、こういった中身になろうと思いません。

つまり、地方自治の根幹を揺るがすような問題でありますから、職員の方がそれを納得しておっても、私は納得できないと、こういうことで反対をしたいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第65号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立少数でございます。よって、議案第65号については否決をされました。

議案第66号平成25年度防府市一般会計補正予算（第5号）

○議長（行重 延昭君） 議案第66号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 議案第66号については、議案第65号に関連するものでありまして、議案第65号がただいま否決された以上、これは執行部において取り下げただくのが筋道ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時 9分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第66号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第66号平成25年度防府市一般会計補正予算（第

5号)につままして御説明申し上げます。

4 ページの事項別明細書をお願い申し上げます。

補正の内容につまましては、先ほど議案65号にて御審議いただきました。大変残念な結果になったわけですが、防府市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴いまして、人事給与システムの改修が必要となりますので、システム改修に係る電算事務委託料を計上するとともに、同額を予備費で調整いたしているものでございます。

なお、近いうちに、再度、先ほどの議案については提出をさせていただきますので、その際には必要になるというふうに考えております。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 先ほど否決をいたしました議案第65号に基づく職員の給与について、電算システムを変えるというものでありますので、再度、提出をするというようなことを言われましたが、今時点では、これは必要のない予算でありますので、これについては反対をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第66号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立少数でございます。よって、議案第66号につまましては否決をされました。

23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ここで、動議として決議を提出したいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。案は、事前に事務局のほうに届けておりますが。

○議長（行重 延昭君） ただいま、23番、田中健次議員より、動議として決議の案が

提出されておりますが、賛成の議員、いらっしゃいますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 賛成者多数でございます。（後刻訂正あり）したがって、この動議は成立いたしました。

ただいま２３番、田中健次議員より、防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省を求める決議の動議が提出されました。賛成者も多数でございます。（後刻訂正あり）したがって、ここで暫時休憩をいたしまして、防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省を求める決議についての動議の取り扱いについて協議するため、議会運営委員会を開催していただきます。

暫時休憩といたします。議会運営委員会の皆様方、申しわけございませんが、１階第１委員会室に直ちに御参集ください。

午前１１時１８分 休憩

午前１１時３８分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど動議提出の折に、賛成者多数と申しましたけども、動議に対する所定の賛成者がありませんでしたので、採択をいたしました。訂正をいたしておきます。

決議第１号防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省を求める決議（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました決議については、日程に追加し、直ちに議題としたい旨の協議がされました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第１号防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省を求める決議を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。２３番、田中健次議員。

〔２３番 田中 健次君 登壇〕

○２３番（田中 健次君） 決議第１号防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する認識を改められ、反省を求める決議を提案したいと思います。お手元に配付されております案文を読み上げて、提案をさせていただきたいと思います。

防府市議会は、平成２２年１２月１日、防府市議会基本条例を全会一致で可決し、同条

例は平成23年4月1日に施行された。防府市議会基本条例の制定は、平成22年4月1日に施行された防府市自治基本条例が、第8条で、市議会が議会の役割と責任を明確にするため、議会みずからの基本とする条例の制定を求めていることによるものである。

また、防府市議会基本条例は制定に至るまでに、議会改革推進協議会での条例素案策定に始まり、市民の意見を聞くための議会フォーラムやパブリックコメントの実施、条例素案の修正といった一連の過程を踏んでおり、市執行部との協議も行われて策定されたものである。

ところが、この6月定例市議会予算委員会全体会において、松浦市長は、休憩中ではあるが——この休憩というのは皆さん御存じのように、議事中断による休憩であります。市議会議場で、「あなたたちが自分で勝手に議会の基本条例か何かつくって、反問権も認めないようなものをこしらえて、それで開かれた議会なんて言っただけで議論にならないですよ」——少し省略をいたします。「反問権を、みんな、どこの議会も持っていますよ」と発言されている。

さきに述べたように、議会基本条例は、市長が制定された自治基本条例に基づき、パブリックコメント、議会フォーラム開催、市執行部との協議を経て制定されたものであり、議会が勝手につくったものでないことは明らかである。

また、県内の市議会では議会基本条例を制定しているのは、山口、下関、山陽小野田、防府の4市議会であるが、このうち山口市議会基本条例では反問権に関する規定は全くなく、下関市議会と山陽小野田市議会の反問権の条文は、防府市議会とほぼ同じものである。

松浦市長が、防府市議会基本条例では反問権を持っていないと言われるのであれば、県内のどこの市議会も反問権を持っていないことになり、「どこの議会も持っている」という松浦市長の発言内容は明らかな誤りである。松浦市長のさきの議場での発言は、防府市議会基本条例の制定経過とその内容や、県内他市の議会基本条例に対する事実誤認によりなされたと言わざるを得ないものである。

以上のことを踏まえ、防府市議会は、防府市長松浦正人君に防府市議会基本条例に対する誤った認識を改められ、反省することを求める。右、決議する。

以上でございます。議員の皆さんの、ぜひ御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） それでは、ちょっと質問させていただきたいと思います。

私がこの議会に入りましたときには、この議会の基本条例はできておりました。ただ、

そのときに反問権について、今回こうして、その議論を整理するために、それで反問することができるということになったんですが、そのあたりの、いわゆる反問権でないこの反問権ができ上がったいきさつを田中議員さんにお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） その議論をしたのは、防府市議会基本条例を全会一致で可決したのが平成22年の12月1日でありますから、今、手元に細かな資料を持っておりませんが、平成22年の4月か5月ぐらいのころに、議会改革推進協議会で、この条文についての審査というのか、協議をしておったと思います。

それで、県内の状況は、山口市さんが防府市に先んじて議会基本条例を唯一つくっておるといふ状況でありました。議員の皆さんには防府、下関、山陽小野田、山口市議会の反問権に関する条文の比較表を事前にお届けしておりますが、山口市議会については、反問権というような規定は一切ありませんでした。

ただ、参考にいたしました栗山町、伊賀市、京丹後市、所沢市、この条文がそれぞれどんな形であったのか、何せ3年前のことでするので正確には覚えておりませんが、山口市さんがそういった条文を、一切ないと、そういう中で反問権といわれるこういった条文について、入れるべきかどうかということで少し、たしか議論があったことを覚えております。

そして、その中で、たしか所沢市だったと思うんですが、所沢市のものを主に参考にして、現在の防府市議会の基本条例の条文ができたのではないかと。所沢市のものをそのまま参考にしたのか、あと伊賀市や京丹後市のものちょっと一部入れたのか、よくわかりませんが、当時、私は一協議会の委員でありまして、作業部会の部会長は当時、安藤議員でありましたけれども、その作業部会の一員として、そういったことにかかわったことがありますので、そういう協議の結果、現在のような条文になったというふうに思います。

細かな議論の中身については、どなたがこういうふうに言われたとかいうふうなことにについては、不確かな記憶になりますので、この場では申し述べないほうがいいと思います。ちょっとまた曖昧な記憶になりますので。

以上で、こういったものが盛られたということの経緯ということになると思います。

（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの提出者の説明に対する質疑を続行します。22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） 先ほど申し上げましたように、このいわゆる反問権を防府市議会がとらなかった理由が、今、少し曖昧な形であるので、そのことについてはお答えができないなということではありました。

普通、市民として、まあ、私もそのあたりは市民に近かったし、そういうことなんだろうと思うんですが、市民というものは、このいわゆる反問権、これはあって当たり前だろうなというふうに多分思っておると思います。ただ、反問権という形で、その内容は論点を整理するというのであれば、この反問権がこうして字づらで出てきておるということ自体の不思議さもあるんですが、そのときのいきさつということになると、執行部、いわゆる市長のほうには、きちっとした執行部がいらっしゃるんで、質問に対してはきちっと答えていくことができるけれども、我々議員、国会議員も含めて県議員、市議会議員あるいは町議会議員にしましては、そういった市長のほうから、あるいは執行部のほうから質問されたら、それに対してきちっと、暫時休憩をいただいた上にしてもしきちっと答えることができない、そういったことがあったんじゃないかなろうかなと、私はそういうふうに思っております。

ですから、議員として、そういった反問権をされると困る、そういうことがあったんじゃないかなという形でもって、防府市議会はこの反問権をこういう形で整理なさって、つくられたらろうと、私は推測をしておるんですが、それが正しいかどうかというのは、わかっている方がおられれば、お答えいただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そのときの議論を正確に、私は、今、記憶のあれをたどっておるわけですけども。

一つは、議員というのは、議会事務局の職員さんを、いろんな調査だとか、議員個人がもちろんする場合もありますが、そういう形で調査をします。一部、執行部の担当の方に聞くということもありますが。他方、市長は副市長以下、補助機関という位置づけで地方自治法にもありますが、補助機関という形で、市の執行部という大きな組織があって、十分な調査ができると、そういうことはあったのではないかということについては、そういうことも多少反映するだろうということは思います、今でも。ちょっとそのときということでは、はっきりわかりませんが。

ただ、申し上げたいのは、反問権というふうに、たしか防府市議会の基本条例では書いておりませんが、反問することができるということでは入れておりますが、これを山口県

で防府市議会は初めてつくったということでもあります。山口市さんは、こういったものを入れない議会基本条例をつくられたと。しかし、防府市議会は、こういう形で全国的な議会基本条例がつくられておるということの中で、こういう条文を県下で初めて入れたわけでもあります。したがって、下関市さん、山陽小野田市さんは、防府市議会の基本条例を参考にして、防府市議会の基本条例とほぼ同様の内容でつくられたというのが事実であります。

それで、松浦市長が、どこの議会も持っているというふうに言われたのは明らかに認識違い、誤りでありまして、防府市議会が持っていないとけしからんと言われるのであれば、山口県内の市議会は全てけしからんということになるわけでありまして……。まあ、それが反問権の状況であります。

○議長（行重 延昭君） 中林議員、反問権を云々とする、今、議論じゃございませんので、よろしく申し上げます。今の議会基本条例そのものに異議があるんなら、別のところでまた提案をお願いしたいと思います。22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） ありがとうございます。そういったいきさつがあるということで納得はするんですが、ただ、まあこうして決議文が出るということにつきましては、やはりそういった反問権については、そういった防府市議会が議会基本条例で決めてきたことについて、市民がやっぱり理解をしていないということがあるんですね。

我々、私も議員になってよく聞くんですが、議員はしっかりと質問はできる。質問を本当によく、これだけの質問をよくなさるなど、私自身もよくびっくりするぐらいなんですが、ただ、それに対する先ほど申し上げたような反問権についてを逃げるというようなことのないような、私は市議会であってほしいし、だから、こういった決議文がそういった面から出てきて、これは、まあ仕方がない面があるかもしれませんが、そういったことを我々議員はしっかりと考えておかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんね。質疑を終結してお諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。20番、今津議員。

○20番（今津 誠一君） 今の、この反問権のことについてですけども、市長が言われるように、議会と執行部が十分な議論を深める意味では、反問権というものは必要なのか

もしれません。そういうことで、今後、執行部の反問権のあり方というものについて、検討する余地はあろうかと思えます。

ただ、この決議で問題とされておりますのは、市長が「反問権をみんなこの議会も持っていますよ」と、こう発言された。このことが、事実誤認があるのではないのかと、こういうことであります。私もよく勉強しておりませんが、ここに書いておられるところをずっと見ますと、やはり市長にその辺の誤認があったというふうに解釈もできるわけですが、まあ、そういう意味で、私はその部分については、市長もここを正確に御理解をいただけたらいいのではないかと思います。

これはただ、決議という形でやるのはいかがなものかという考えを持っております。余りにも、こういう決議というふうな形で、もう執行部と議会が対立をするというような、こういう質問のもとでやってるような、私には気がするんで、市長に対しては、山口市だけがこういう規定がない、あとは一応反問権はあるんだけど——まあ、その辺のところをよく御理解をいただいて、市長に、ちょっと言葉は適当かどうかわかりませんが、この辺の事実誤認についての反省は促すという形で、まあ、その辺をできるだけ穏便にと申しませうか、あまり対立がないような形でおさめるのがいいのではないかなと思ひまして、この決議には賛成しかねるということを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 決議第1号につきましては反対します。

御承知のように、休憩中というか、そうした中での御発言である、出来事であったということで、決議するほどのものではないと判断しました。振り返ってみましても、議員の発言等々のやり取りによって、市長自身がエスカレートされた場面の中での、休憩中ではありましたが、市長には、発言については十分今後、注意をお願いしたいと思ひます。

県内の反問権について、市長自身が情報なり認識がずれていたことに関しましては、議長のほうから反省を、そのあたりは促すような申し入れで対応すべきではなかろうかと思ひるのであります。余りにも議会の中が、分断、これ以上しないためにも、そうした申し入れでおさめるべきであると判断して、この決議には反対をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。決議第1号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決をされました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後0時 6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月28日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 三 原 昭 治